12 申請書の構成（8枚構成）

表紙

制度概要や提出に際しての注意等を記載。給付申請に係る大切な内容です。必ずお読みください。提出は不要です。

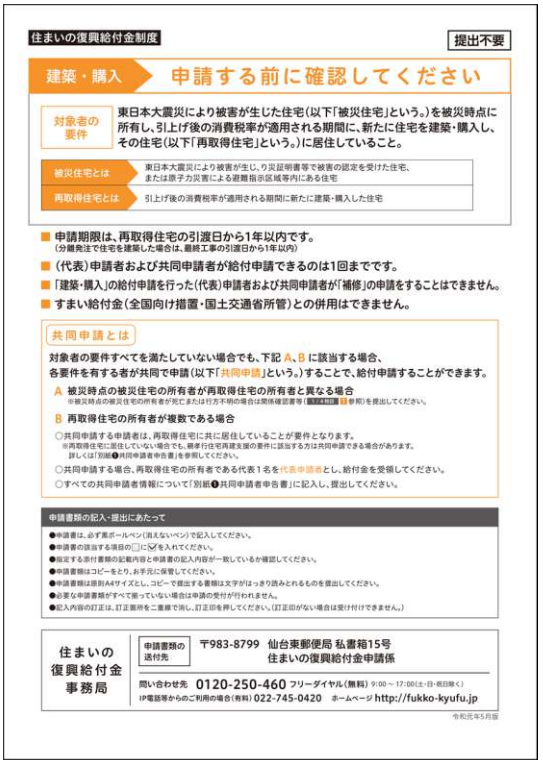

住まいの復興給付金制度　提出不要

建築・購入　申請する前に確認してください

対象者の要件	東日本大震災により被害が生じた住宅（以下「被災住宅」という。）を被災時点に所有し、引上げ後の消費税率が適用される期間に、新たに住宅を建築・購入し、その住宅（以下「再取得住宅」という。）に居住していること。
被災住宅とは	東日本大震災により被害が生じ、り災証明書等で被害の認定を受けた住宅、または原子力災害による避難指示区域等内にある住宅
再取得住宅とは	引上げ後の消費税率が適用される期間に新たに建築・購入した住宅

- 申請期限は、再取得住宅の引渡日から1年以内です。（分離発注で住宅を建築した場合は、最終工事の引渡日から1年以内）
- （代表）申請者および共同申請者が給付申請できるのは1回までです。
- 「建築・購入」の給付申請を行った（代表）申請者および共同申請者が「補修」の申請をすることはできません。
- すまい給付金（全国向け措置・国土交通省所管）との併用はできません。

共同申請とは

対象者の要件すべてを満たしていない場合でも、下記 A、B に該当する場合、各要件を有する者が共同で申請（以下「共同申請」という。）することで、給付申請することができます。

A 被災時点の被災住宅の所有者が再取得住宅の所有者と異なる場合
※被災時点の被災住宅の所有者が死亡または行方不明の場合は関係確認書等（1/4枚目 1 参照）を提出してください。

B 再取得住宅の所有者が複数である場合

○共同申請する申請者は、再取得住宅に共に居住していることが要件となります。
※再取得住宅に居住していない場合でも、親孝行住宅再建支援の要件に該当する方は共同申請できる場合があります。詳しくは「別紙❶共同申請者申告書」を参照してください。
○共同申請する場合、再取得住宅の所有者である代表1名を代表申請者とし、給付金を受領してください。
○すべての共同申請者情報について「別紙❶共同申請者申告書」に記入し、提出してください。

申請書類の記入・提出にあたって
- ●申請書は、必ず黒ボールペン（消えないペン）で記入してください。
- ●申請書の該当する項目の□に☑を入れてください。
- ●指定する添付書類の記載内容と申請書の記入内容が一致しているか確認してください。
- ●申請書類はコピーをとり、お手元に保管してください。
- ●申請書類は原則A4サイズとし、コピーで提出する書類は文字がはっきり読みとれるものを提出してください。
- ●必要な申請書類がすべて揃っていない場合は申請の受付が行われません。
- ●記入内容の訂正は、訂正箇所を二重線で消し、訂正印を押してください。（訂正印がない場合は受け付けできません。）

住まいの復興給付金事務局
申請書類の送付先　〒983-8799 仙台東郵便局 私書箱15号 住まいの復興給付金申請係
問い合わせ先 0120-250-460 フリーダイヤル（無料）9:00～17:00（土・日・祝日除く）
IP電話等からのご利用の場合（有料）022-745-0420　ホームページ http://fukko-kyufu.jp

令和元年5月版

チェックシート（1/4枚目）

申請書類が揃っているかどうかを確認するためのチェックシートです。提出前に、ご確認ください。

住まいの復興給付金制度　1/4枚目

建築・購入　申請書類チェックシート

提出前に申請書類が揃っているかをご確認ください。記入後はこちらの書類もご提出ください。

申請に必要な書類が揃っているかを確認し、□にチェックをしてください。　確認の上、チェック

書類		区分	チェック
【建築・購入】「住まいの復興給付金申請書」*		原本	☑
右記それぞれの条件に該当する場合、別紙をさらに追加で提出する必要があります。	●被災住宅の所有者が再取得住宅の所有者（代表申請者）と異なる　●再取得住宅の所有者が複数である → 別紙❶「【建築・購入】共同申請者申告書」*	原本	☑
	●分離発注で住宅を建築した → 別紙❷「【建築・購入】分離発注における工事確認書」*	原本	□
給付金の振込先となる口座の口座情報が確認できる「通帳等の記載面」		コピー	☑
被災住宅に関する書類	住宅が被災したことを示す「り災証明書等」 原子力災害による避難指示区域等内にある場合は添付不要。	コピー	☑
	（被災住宅が残存している場合）被災住宅の「不動産登記における建物の登記事項証明書・謄本」	原本	☑
	（被災住宅を取壊し等で滅失している場合）被災住宅の「不動産登記における建物の閉鎖事項証明書・謄本」	原本	□
再取得住宅に関する書類	再取得住宅の「不動産登記における建物の登記事項証明書・謄本」	原本	☑
	再取得住宅に居住していることを示す「住民票の写し」	原本	☑
	住宅の再取得に係る「工事請負契約書（建築の場合）または不動産売買契約書（購入の場合）」	コピー	☑

中古住宅を購入した場合にのみ必要となる書類

再取得住宅に関する書類	宅建業者が販売したことを証明する「中古住宅販売証明書」*	原本	□

1 被災住宅の所有者が死亡または行方不明の場合のみ必要となる書類

被災住宅の所有者との関係を示す「関係確認書」*	原本	□
被災住宅の所有者の死亡または行方不明であることが証明できる書類　例：「住民票の除票の写し」（個票）、「戸籍全部事項証明書」等	原本	□
被災住宅の所有者に代わる者が被災時点に被災住宅に居住していたことが証明できる書類　例：「住民票の写し（除票も含む）」、「戸籍の附票の写し」等	原本	□

2 親孝行住宅再建支援をした場合のみ必要となる書類

再取得住宅の建築・購入を支援したことを申し出る「親孝行住宅再建支援申出書」*	原本	□
被災住宅の所有者と申請者の続柄が証明できる書類　例：「戸籍全部事項証明書」等	原本	□

※ *の書類は、事務局指定の書式を使用してください。

事務局使用欄（申請者は記入不要）

申請書類はコピーをとり、お手元に大切に保管してください。

2枚目につづきます　令和元年5月版

申請書（2/4枚目）

（代表）申請者に関する情報を記入します。手続を代行する場合は、手続代行者の情報を記入します。

住まいの復興給付金制度　2/4枚目

建築・購入　住まいの復興給付金申請書

①申請者の情報を記入してください。共同で申請する場合はその代表となる申請者が記入してください。

①（代表）申請者情報　本申請書の記載内容および＜同意事項＞を確認・同意の上、給付申請を行います。

記入日	令和 △△年 □□月 ○○日
（代表）申請者氏名（再取得住宅の所有者）	フッコウ ジュンイチ　復興 順一（印）　☑ 再取得住宅を複数の者で所有しており、共同で申請する場合 → 別紙❶「共同申請者申告書」も記入
再取得住宅の住所	〒900-000× 宮城 県 ○○ 市（ミヤギ ○○○）　△△町1-1-1（△△チョウ）　建物名　部屋番号
電話番号	自宅 022－222－×××× 携帯 090－1111－××××
生年月日	明治 大正 （昭和） 平成 令和 50年 4月 10日

（〒　－　都道府県　市郡区　建物名　部屋番号）

- 再取得住宅の不動産登記、（代表）申請者の住民票で確認できる氏名を本人が記名・押印。
- （代表）申請者または共同申請者の住民票で確認できる住所を記入。建物名、部屋番号を省略せず記入。
- 日中に連絡が取れる番号をいずれか必ず記入。
- （代表）申請者の住民票等で確認できる生年月日を記入。
- 再取得住宅の住所と異なる場合のみ記入。（事務局からの郵送物の送り先となります。）建物名、部屋番号を省略せず記入。

②手続代行者がいる場合、下記に記入してください。再取得住宅の所有者本人が申請を行う場合、記入不要です。

②手続代行者情報　本申請書の記載内容および＜同意事項＞を確認・同意の上、給付申請を行います。

手続代行者	事業者名 株式会社 住宅不動産（印）　支店名 仙台支店　担当者名 新築 建一　担当者連絡先 022－212－××××　〒980-000× 宮城 県 仙台 市　宮城野区□□町3-3-3

- 必ず手続代行者本人が記名・押印してください。
- 記載がある場合、書類の不備などの連絡は、手続代行者に行います。

事務局使用欄（申請者は記入不要）

3枚目につづきます　令和元年5月版

申請書（3/4枚目）

被災住宅の情報と再取得住宅の情報を記入します。

住まいの復興給付金制度　建築・購入　住まいの復興給付金申請書　3/4枚目

③被災住宅の情報について記入してください。

③被災住宅情報

被災住宅の住所	〒900-000× 宮城 県 ○○ 市（ミヤギ ○○○）　△△町5-5-5（△△チョウ）　建物名　部屋番号
被災時点の被災住宅の所有者	□ ①「（代表）申請者氏名」と同じ　☑ ①「（代表）申請者氏名」と異なる → 別紙❶「共同申請者申告書」も記入。※死亡または行方不明の場合は記入不要。別途、（建築・購入）関係確認書等を添付してください。
被災住宅の種別（いずれかにチェック）	東日本大震災による被害が生じた住宅（り災証明書等が必要）　☑ 全壊または流出　□ 大規模半壊　□ 半壊または床上浸水　□ 一部損壊または床下浸水　□ 原子力災害による避難指示区域等内にある住宅（り災証明書等は不要）

- り災証明書等で確認できる住所または原子力災害による避難指示区域等内にある住宅はその住所を記入。建物名、部屋番号を省略せず記入。
- 被災住宅の不動産登記で確認できる被災時点の所有者について選択。
- り災証明書等で確認できるり災状況（程度）等または原子力災害による避難指示区域等内にある住宅であるかを選択。

④給付対象となる再取得住宅について記入してください。

④再取得住宅情報

再取得住宅の住所	①（代表）申請者情報の「再取得住宅の住所」と同じ
住宅の種別	☑ 新築住宅　□ 中古住宅 ※中古住宅を選択した場合、「中古住宅販売証明書」を添付。
床面積（いずれかにチェック）	□ 建築した住宅※1（床面積が13㎡以上）※1 工事請負契約によって取得した住宅。　☑ 購入した住宅※2（床面積が50㎡以上）※2 売買契約によって取得した住宅。　□ 購入したマンション※3（床面積が30㎡以上）※3 売買契約によって取得した地上3階建て以上の共同住宅。　登記の表題部に記載されている床面積の合計 90.00㎡ → ア　店舗・事務所等、住宅以外の用途を含む場合 住宅部分の床面積 □□.□□㎡ → イ
入居日	（平成） 令和 26年 4月 15日
契約を締結した工事施工者または販売事業者（いずれかにチェック）	☑ 販売事業者または1つの工事施工者と契約を締結　事業者名 株式会社 住宅不動産　担当者名 新築 建一　担当者連絡先 022－123－××××　契約日（平成）25年 10月 1日　引渡日（平成）26年 4月 10日　□ 複数の工事施工者と契約を締結（分離発注の場合）→ 別紙❷「分離発注における工事確認書」も記入

- 新築住宅とは、新たに建築された住宅で、まだ人の居住の用に供したことのない住宅（建築工事完了日から1年を経過したものを除く）。中古住宅とは、上記、新築住宅に該当しない住宅。
- 再取得住宅の不動産登記で確認できる床面積を記入。
- 住民票の転入日を記入。住民票で確認できない場合は、実際に居住した日を記入。
- 契約書で確認できる事業者名等を記入。

事務局使用欄（申請者は記入不要）

4枚目につづきます　令和元年5月版

［建築・購入］申請書の構成

申請書（4/4枚目）

給付申請額を計算して記入します。
給付金の振込先の情報を記入します。

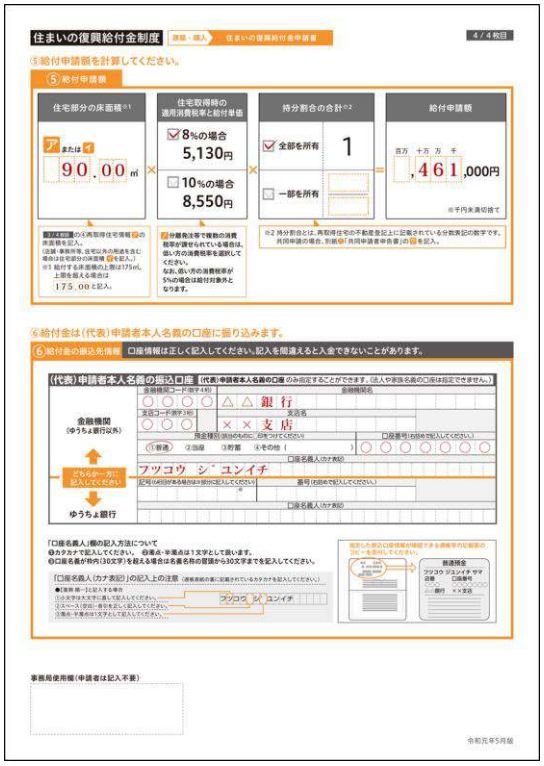

同意事項

給付申請に係る重要な内容が記載されていますので、必ずお読みください。提出は不要です。

別紙❶

共同申請を行う場合に提出する書類です。

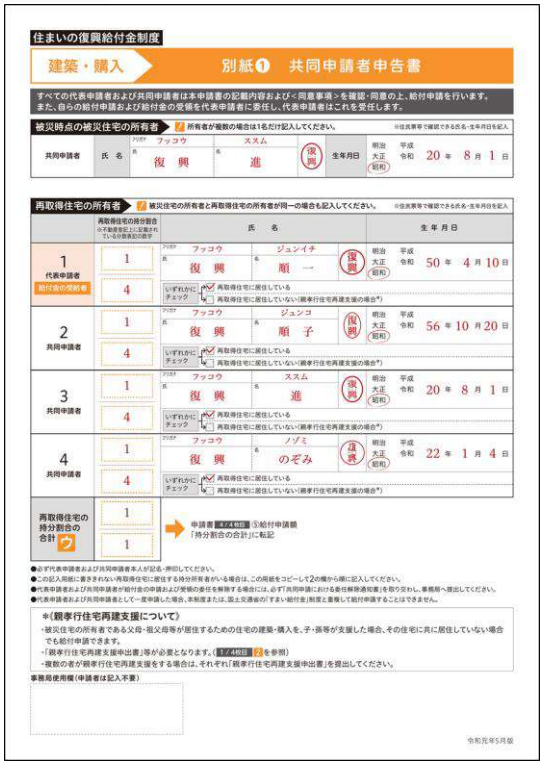

別紙❷

分離発注によって住宅を建築した場合に提出する書類です。

申請書を記入する際は、この手引きのP39以降の記入方法を参照の上、作成してください。